

◎新潟県告示第1273号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年10月23日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩谷(1)地区	東蒲原郡阿賀町岩谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩谷(2)地区	東蒲原郡阿賀町岩谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水上沢地区	東蒲原郡阿賀町岩谷	次の図のとおり	土石流
行地南地区	東蒲原郡阿賀町行地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
足沢地区	東蒲原郡阿賀町行地	次の図のとおり	土石流
ガラメキ沢地区	東蒲原郡阿賀町行地	次の図のとおり	土石流
中ノ沢地区	東蒲原郡阿賀町中ノ沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御宮沢地区	東蒲原郡阿賀町中ノ沢	次の図のとおり	土石流
不動沢地区	東蒲原郡阿賀町中ノ沢	次の図のとおり	土石流
幸地沢地区	東蒲原郡阿賀町中ノ沢	次の図のとおり	土石流
オツツケ沢地区	東蒲原郡阿賀町中ノ沢	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置いて縦覧に供する。）

2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
本所地区	長岡市本所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本所(2)地区	長岡市本所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本所(3)地区	長岡市本所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本所川(1)地区	長岡市本所	次の図のとおり	土石流

本所川(2)地区	長岡市本所	次の図のとおり	土石流
来伝(1)地区	長岡市来伝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
来伝(2)地区	長岡市来伝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向山(2)地区	長岡市田之口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田之口地区	長岡市田之口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩松平地区	長岡市田之口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田之口(2)地区	長岡市田之口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田之口(3)地区	長岡市田之口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田之口(4)地区	長岡市田之口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田之口(5)地区	長岡市田之口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中ノ沢地区	長岡市田之口	次の図のとおり	土石流
中ノ沢左溪地区	長岡市田之口	次の図のとおり	土石流
上ノ沢地区	長岡市田之口	次の図のとおり	土石流
土ヶ谷(2)地区	長岡市土ヶ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浦之沢2(2)地区	長岡市土ヶ谷	次の図のとおり	土石流
吉ノ入地区	長岡市土ヶ谷	次の図のとおり	土石流
猫又沢地区	長岡市土ヶ谷	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
南小局沢地区	妙高市小局	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)